

みよし市長	久野知英様
みよし市議会議長	伊藤邦洋様
みよし市教育委員会委員長	富樫佐智子様
みよし市選挙管理委員会委員長	小澤英世様
みよし市農業委員会会長	小野田勝輝様
みよし市固定資産評価審査委員会委員長	野々山 實様
みよし市公平委員会委員長	藤本光夫様

みよし市監査委員 倉本繁八  
同 近藤義広

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

# 定期監査結果報告書

## 第1 監査を実施した監査委員名

倉本繁八  
近藤義広

## 第2 監査の種類

定期監査

## 第3 監査の概要

### 1 部局課等監査

#### (1) 監査の実施期間

平成23年11月21日から平成24年3月5日まで

#### (2) 監査の対象とした部局課等

政策推進部 政策推進課、秘書広報課、財政課

総務部 総務課、管財課、職員課、情報システム課

市民生活部 市民課（市民情報サービスセンター含む）、保険年金課、税務課、収納課、環境課

市民協働部 市民活動支援課、防災安全課、生涯学習課

健康福祉部 福祉課（保健センター含む）、高齢福祉課（訪問看護ステーション、在宅介護支援センター含む）、子育て支援課

経済建設部 農政商工課、都市計画課、道路下水道課、建築指導課、みどりの推進課（緑と花のセンター含む）

出納室 会計課

議会事務局 議事課

教育委員会教育部 教育行政課（中央図書館、歴史民俗資料館含む）、学校教育課（学校給食センター含む）、スポーツ課

監査委員事務局

市民病院事務局 管理課

#### (3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成23年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

#### (4) 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、住民の福祉の増進に加え、最小の経費で最大の効果が挙げられているか、組織及び運営の合理化が図られているかについて特に留意して監査を行いました。

監査にあたっては、人事管理事務、財産管理事務、補助金交付事務、工事の執行状況等の重点監査項目及びその他の監査項目について、関係書類等を照合、確認するとともに、関係職員の説明を聴取、質疑応答したほか、必要に応じて現地調査を実施しました。

## 2 工事監査

### (1) 監査の実施日

平成24年1月30日

### (2) 監査の対象とした部課及び工事

経済建設部道路下水道課 三好西部地区公共下水道管渠築造工事（第S72工区）

経済建設部みどりの推進課 総合体育館大規模改修二期（建築）工事

経済建設部みどりの推進課 総合体育館大規模改修二期（機械）工事

### (3) 監査の対象とした事項及び範囲

工事の計画、設計、積算、契約事務の執行及び施工状況

### (4) 監査の着眼点

監査対象の工事に関する事務の執行が関係法令に基づき適正に行われているか、現場での品質及び安全管理は適切に行われているかを主眼として監査を実施しました。

なお、工事技術の専門的見地から工事の計画、設計、積算、施工、品質及び安全管理等について監査するため、社団法人大阪技術振興協会に技術調査を委託し、技術士の派遣を求めて監査を実施しました。

## 第4 監査の結果

### 1 部局課等監査

各課等が所管する財務事務の執行及び公営企業の事業の管理は、いずれも概ね適正、適切に執行、管理されていると認められました。

しかし、以下のとおり、その一部において是正、改善を必要とする事項が認められたので、速やかに所要の措置を検討、実施されるよう要望するとともに、再発防止に向けた一層の取組を求めます。

#### (1) 人事管理事務について

##### ① 時間外勤務手当の支給について

ア. 職員の給与に関する条例第16条第3項の規定による時間外勤務手当について

割り振られた1週間の正規の勤務時間（38時間45分）を超える勤務時間に係る時間外勤務手当（時間当たり給与額の100分の25）の支給において、過請求による過払いがあった。

**【環境課】**

**【防災安全課】**

**【高齢福祉課】**

イ. 職員の給与に関する条例第16条第5項の規定による時間外勤務手当について

1箇月について60時間を超える時間外勤務の時間に係る時間外勤務手当（時間当たり給与額の100分の150等）の支給において、過請求による過払いがあった。

**【防災安全課】**

**【市民病院 管理課】**

ウ. 他課等の業務への協力分の時間外勤務に係る時間外勤務手当が、誤って所属課においても重複して請求されていた。

**【子育て支援課】**

#### (2) 財産管理事務について

##### ① 行政財産の目的外使用に係る使用料について

使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が1年未満の場合の使用料は、行政財産の目的外使用に係る使用料条例別表の備考第6号の規定により、月割をもって計算することとなっているが、年額の使用料を徴収していた。

- ・行政財産目的外使用（市営筋生住宅地内の電柱設置）に係る使用料 **【建築指導課】**

### (3) 補助金交付事務について

#### ① 補助金の交付額について

行政区活動事業補助金交付要綱の規定による「地域ふるさと振興事業」の補助率（補助対象経費の3分の2）を超える額の補助金交付申請書を受理し、交付決定をしていた。

**【市民活動支援課】**

### (4) 工事の執行状況について

#### ① 工程表等提出書類の未提出について

工事請負契約約款の規定により提出を求めべき書類（工程表、現場代理人・主任技術者通知書）が提出されていなかった。

- ・公共柵設置工事その29（公共下水道）他 8件 **【道路下水道課】**

### (5) 委託業務について

#### ① 委託業務の実施状況について

業務が仕様書、工程表に基づいて実施されていなかった。

- ・保健センター清掃業務委託 **【保健センター】**

#### ② 単価契約における消費税及び地方消費税の端数処理について

契約書には、各項目の契約単価に係る消費税及び地方消費税の額が1円未満の端数金額を切捨てた円単位で内税として表記されているが、契約書添付の仕様書の「委託料の支払い」の規定の中では、毎月の実績払い請求時の消費税及び地方消費税の扱いは、契約書の内税分を差引いた単価の実績数量分の合計額に対する外税としており、契約書とその仕様書で端数処理の扱いに関して相反する定めがされている。

- ・粗大ごみ電話受付業務委託 **【環境課】**

### (6) その他

#### ① さんさんバス・乗合タクシー運行契約について

市とさんさんバス運行事業者との運行契約書の第3条「さんさんバス及び乗合タクシーの運行条件」において、「さんさんバスの乗務員（運転手）は60歳以下の正社員とする。」と定められているが、62歳の乗務員による運転実績があった。

**【政策推進課】**

#### ② 請負契約書等の収入印紙について

ア. 印紙税法の規定による税率の収入印紙が契約書に貼付されていなかった。

- ・サンアートキャノピー屋根防水工事他 1件 **【教育行政課】**

イ. 課税文書の請書に収入印紙が貼付されていなかった。

- ・消防用設備保守点検業務委託 **【総務課】**

ウ. 不課税文書である建物の賃貸借契約書に収入印紙を貼付させていた。

- ・市営住宅賃貸借契約書 **【建築指導課】**

なお、その他以下のとおり、事務処理方法等について指導、助言等を行いましたので、併せて参考にされるよう求めます。

人事管理事務においては、時間外勤務・休日勤務命令簿から同記録簿への勤務時間数の転記

誤りや転記漏れ、及び職員の給与に関する条例第16条第3項の規定による時間外勤務手当の請求漏れの事例が、多くの課等で見受けられました。

小規模委託業務・工事では、業者からの提出書類の期限後提出及び市職員による日付等の記入、受領書類への署名、押印の漏れ、必要書類の未提出等が多く見られました。書類受領時に記入漏れ等の確認を確実にを行うとともに、適正な事務処理、書類整理の徹底を求めます。さらに、仕様書や工程表に基づいて業務等が執行されていない事例、検査員の任命漏れ、検査復命書の未整備等、必要な記録や書類が確認できない等の事例も見られたので、業務等内容の十分な把握と適正な監督・検査業務の履行を求めます。

他の事務も含め、予算決算会計規則、物品管理規則、契約規則を始め職務権限規程、各種事務処理要綱、取扱要領、基準等の規定に基づく、基本的な事務手順の再確認を徹底し、適正な事務処理、執行に努める必要があると思われまます。

## 2 工事監査

監査対象工事の計画、設計、積算、契約等の事務の執行及び施工状況等を監査した結果、その事務は概ね適正に執行されており、施工状況についても設計図書等に基づいて良好に施工されていると認められました。

なお、本監査において指摘事項に該当するものは認められなかったが、別添「工事技術調査結果報告書」における指導事項、提案事項の内容に留意、検討され、今後とも工事の設計及び施工にあたって技術の向上を図るとともに、経済性、安全性にも配慮しながら適正な施工管理に引き続き努められるよう求めます。

## 第5 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

### 1 私債権の管理について

市の債権には、私法上の原因に基づいて発生する債権である市営住宅使用料、学校給食費、市民病院診療費などの私債権があります。これらの私債権は、地方税の滞納処分等の例により強制徴収することができず、私法上の手続きによって徴収しなければならない債権であり、しかも、時効が完成しても債務者が援用しなければ債権は消滅しないものです。

公債権（強制徴収・非強制徴収）と私債権では、根拠となる法令や債権の性質、徴収方法もそれぞれ異なっています。この債権の種類を正確に把握して管理・回収しなければ、無意識のうち法律の根拠もなく債権を消滅させてしまっていたり、すでに消滅した債権を長期にわたって管理していたりするという危険性があります。よって、私債権管理の事務処理の適正化、効率化を図るため、滞納の発生から法的処理に至るまで、私債権の管理事務全体を通じた市の基準や実施すべき手順等を条例で定める等の検討を要すると思われまます。この条例の制定により、私債権管理の効率化を図っていく上での法律的な裏付けと全庁的に統一したルールが確立され、各課等における未済債権処理の方向性を示すことができると考えまます。

### 2 出先機関における収納金の取扱いについて

市民情報サービスセンターにおいては、当日の収納金を市職員が近くの現金自動預払機から金融機関口座へ入金しているが、市税の納期限前後には、多額の現金を数回に分けて、市職員が1人で現金自動預払機まで搬送しており、危機管理の観点から市全体として収納金の払込、保管、集金方法等について検討するなど、早急に安全対策を講じる必要があると思われまます。

<参考 工事技術調査結果報告書>

# みよし市

## 平成23年度 工事技術調査結果報告書

平成24年2月29日

社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日 : 平成24年1月30日（月）

場 所 : みよし市役所東館3F301会議室及び対象工事現場

監査執行者 : 監査委員 倉本 繁八  
監査委員 近藤 義広

監査立会者 : 監査委員事務局  
事務局長 田中 金弘  
主 幹 小野田 幸男  
主 査 水野 友紀

### 調査対象工事

三好西部地区公共下水道管渠築造工事（第S72工区）  
総合体育館大規模改修二期（建築・機械）工事

## 三好西部地区公共下水道管渠築造工事（第S72工区）

### 1 工事内容説明者

#### 調査出席者

経済建設部	部長	岡田 一
〃	参事	水野 悦司
〃	道路下水道課 課長	廣戸 伸行
〃	〃 補佐	加藤 雅也
〃	〃 係長	鈴木 哲也
契約検査担当		
	情報システム課 補佐	柴田 浩
	〃 係長	石川 重之

請負者	有限会社 多香久組	
	現場代理人（主任技術者）	天野 友敬

2 工事場所 : みよし市三好町 地内

### 3 工事概要

みよし市の下水道計画は、昭和45年「矢作川・境川流域下水道(境川処理区)」の流域関連公共下水道として基本計画を策定し、昭和59年に上位計画「境川流域下水道」に合わせて都市計画決定が行われた。その後、上位計画の計画変更に伴い、平成21年3月27日に変更事業認可を得て事業を進め市民の生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁防止に努めるものである。

三好西部地区はみよし市の中央部の三好下地区から南西部の西一色地区及び福田地区にかけての範囲にあり三好処理区の福田第1処理分区及び福田第2処理分区として、平成12年度より事業に着手し整備を進めている。

#### (1) 工事内容

工事延長 L=349.5 m

汚水管布設工(VUφ150) L=342.28 m

1号人孔設置工 N=3基

0号人孔設置工 N=6基

#### (2) 請負者

有限会社 多香久組

【第1回目で落札】

「制限付一般競争入札（事後審査型）7者参加 希望予定価格事前公表 電子入札」

【希望予定価格の96.1%】

- (3) 設計業務受注者  
設 計：財団法人 愛知水と緑の公社
- (4) 工事費  
設計金額（税込） 35,037,450 円  
希望予定価格（税込） 32,233,950 円  
請負金額（税込） 30,975,000 円（うち消費税及び地方消費税 1,475,000 円）
- (5) 工事期間  
平成23年7月1日から平成24年2月20日
- (6) 進捗状況（平成23年12月末日現在）  
計画出来高 71.0% 実施出来高 71.0% **【計画どおり】**
- (7) 工事監督員  
道路下水道課  
総括監督員 加藤 雅也  
専任・主任監督員 鈴木 哲也

#### 4 調査所見

##### 4-1 書類関係

(1) 契約保証について

地方自治法、金銭的保証制度として契約保証制度の活用が図れている。

**【東日本建設業保証株式会社 契約金額の10%】**

前払金保証については、工事請負契約約款通りであり適正である。

12,390,000 円

**【東日本建設業保証株式会社 契約金額の40%以内】**

(2) 入札状況について

7者参加の制限付一般競争入札であり、適正に施行されていた。

「みよし市一般競争入札に関する事務取扱試行要領」にそって施行されていた。入札は、「みよし市電子入札実施要領」に従い執行し、適正な施行であった。

また、「みよし市希望予定価格実施要領（試行）」を定め、希望予定価格を事前公表していた。

**【土木一式工事】**

(3) 契約関係の書類

工事請負契約書は、『みよし市工事請負契約約款』に基づき適正に作成されていた。

(4) 現場代理人及び関係下請負等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

現場代理人・施工体系図・下請負人届と共に整備されていた。



(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類  
建設業退職金共済制度への加入があり、掛金収納書が確認できた。

(6) 監督員通知  
発注者は、請負者に監督員を書面により通知して適正であった。

【建設業法19条2項の2】

(7) その他  
契約約款第47条（火災保険等）により、火災保険、建設工事保険及びその他保険に付さなければならない。証券又はこれに変わるものの確認をお願いします。

#### 4-2 積算・設計に関する書類

##### (1) 積算に関する書類

積算は、愛知県建設部発行の『積算基準及び歩掛表（その1，2）』に基づき、愛知県の「設計単価表」及び市販刊行物の「建設物価」、「業者見積」を基に積算システムを導入し、適正に算出されていた。

愛知県の『設計単価表』に記載されない材料は、5者の見積徴収単価の最低単価をみよし市採用単価とし、積算していた。

みよし市単価を明確化した積算手法で適切であった。

##### 【積算参考基準】

積算基準及び歩掛表（その1）（その2）	平成22年10月1日	愛知県建設部
下水道用設計標準歩掛表 平成22年度 一第1巻管路一		(社) 日本下水道協会
積算資料2011 4	平成23年4月1日	(財) 経済調査会
建設物価	平成23年5月	(財) 建設物価調査会
設計単価表	平成22年度	愛知県建設部
下水道省略単価	平成22年度	(財) 愛知水と緑の公社

##### (2) 設計内訳書

提出されたものをチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

##### 【設計参考基準】

下水道事業の手引き	平成23年8月23日	(財) 全国建設研修センター
下水道管路施設設計の手引	平成12年8月28日	(社) 日本下水道協会
下水道実施設計の手引き(案)	平成22年4月1日	(財) 愛知水と緑の公社
下水道実施設計の手引き(案) 資料編その1・その2	平成22年4月1日	(財) 愛知水と緑の公社

##### (3) 設計に関する書類

提出されたものをチェックしたが、内容的に問題なく適正に整備されていた。

#### 4-3 施工に関する書類

##### (1) 関係諸官庁への届出

建設作業の特定建設作業届の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(2) 工程表

契約時及び施工計画には実施工程表が提出され整備されていた。  
毎月の出来高数値と出来高工程表は作成されていた。

(3) 施工計画書

施工計画書は、適正に作成され、管理状況は良好であった。

設計書とリンクし、写真管理、出来形管理、工程内管理と的確な記述内容の指導がなされていた。段階確認検査での管理値を記入させ、合否判定できるよう客観的数値を記入させた適正な施工計画であった。

(4) 工事カルテ

工事カルテの作成と（財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（工事实績情報システム）登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(5) 施工体系図など

施工体系図は、発注者に提出され、適正に整備・保管されていた。

(6) 工事材料関係の書類

工事に使用する材料の品質規格に関する資料は、工事受注者から監督員に提出させ、適切に整備・保管されていた。また、指定材料の外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料も同様に提出させていた。

(7) 請負者は「設計図書の照査ガイドライン」（平成16年7月愛知県建設部）により設計図書の照査を行い、以下の照査資料及び確認事項を監督員に提出すること。なお、確認事項には必要により説明図を添付することと特記仕様書に記載していた。適正な指導であった。

ア) 同ガイドラインの「設計図書の照査要領(案)」に添付の「照査項目一覧表」とその照査資料及び確認事項

イ) 特記仕様書(施工条件)に関する照査資料及び確認事項

ウ) 上記以外の設計・施工条件に関する照査資料及び確認事項

「設計図書の照査要領（案）平成22年11月愛知県建設部」に沿って提出されているが、フロー図では、「無」で照査完了となるため、最終の確認をお願いします。

(8) 本工事の交通規制及び標識は、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（国土交通省道路局長通達、平成18年3月31日）及び「道路工事保安設備設置基準(案)」（平成19年4月愛知県建設部）に基づき、安全対策を講じなければならない。

なお、設置に当たっては他工事との関連や工事現場の状況を踏まえ運転者に判りやすい工事予告標識、迂回路の案内板等を、適正に設置することと特記仕様書に記載していた。適正な指導であった。

#### 4-4 建設廃棄物処理に関する書類

- (1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適切に実施されていた。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、整理中であり確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再資源利用計画書（実施書）を請負業者より提出させ、発注者として適切な管理指導がなされていた。
- (3) 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用拡大に努めること。工事標示板には、愛知県産の間伐材を利用した製品を使用すること。と特記仕様書に記載し適正な指導を行っていた。

#### 4-5 安全管理に関する書類と施工

- (1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) 全てを確認することは出来なかったが、作業員への安全管理は、ミーティング及びKY（危険予知）活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。

#### (3) 建設業の許可票及び施工体系図を公衆の見やすい位置に掲示する場合の記載項目の指導をお願いします。

#### 4-6 現場施工状況調査における所見

- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。
- (2) 現場は、71%程度の出来高であるが、舗装復旧工事を残すのみで、特に問題は見当たらなかった。

#### 5 まとめ

当該工事について、工事監査を行った結果、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好な実施状況であった。

工事施工段階及び竣工後に提出される書類は、工事に関して必要な処理を迅速・的確に指示した記録書類である。問題発生した場合の原因究明の貴重な資料であり検索可能であることが重要である。竣工後、検索可能な状態を意識して、一覧表を整備し、追跡可能な状態の保存として頂きたい。

監査日に於いては、全般的に設計どおりに的確に施工されており、施工管理（工程内検査、段階検査）、工事監理状況は、適正であった。竣工まで特に第三者に災害なきよう指導徹底をお願いします。

文書中の

\_\_\_\_\_部分は、指導事項

.....部分は、提案事項

# 総合体育館大規模改修二期（建築・機械）工事

## 1 工事内容説明者

### 調査出席者

経済建設部	部長		岡田	一
〃	参事		水野	悦司
〃	みどりの推進課	課長	岡本	篤
〃	〃	補佐	久野	恭司
〃	〃	係長	近藤	健
経済建設部	建築指導課	主査	三浦	元紀
契約検査担当				
	情報システム課	補佐	柴田	浩
	〃	係長	石川	重之

設計	横田設計事務所			
	設計主任者		横田	育伸

### ◆建築工事

請負者	ミズノ建設工業株式会社			
	現場代理人（主任技術者）		水野	紀光

### ◆機械工事

請負者	中央プランテック株式会社			
	現場代理人（主任技術者）		小笠原	裕治

## 2 工事場所：みよし市三好町 地内

## 3 工事概要

本市のほぼ中央に位置し、市街化区域に隣接する総合公園である三好公園内に総合体育館がある。各運動施設と一体利用がされており、市民のスポーツの場、憩いの場として多くの市民に利用されている。

当体育館は昭和59年度に開館し、競技場、柔剣道場等の施設が整備されているが、供用開始後27年が経過し、老朽化により施設の損傷が著しい状態である。

これまで保全点検や一部保全的な修繕は行われているものの、大規模な修繕は行われず今日に至っている。今後、施設を健全なかたちで使い続け、利用者のニーズに応えるには適切な修繕の実施が必要である。

そのため、平成22年度より大規模改修に着手し計画的に改修を行うことで、建物の長寿命化及び利用者の利便性向上を図るものである。

## 【施設概要】

竣 工 : 昭和59年5月31日  
敷地面積 : 531,000m<sup>2</sup>  
建築面積 : 4,508.73m<sup>2</sup>(竣工時)  
延床面積 : 7,748.20m<sup>2</sup>(竣工時)  
建築規模 : 地上4階建て、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造  
各階の用途 : 1階 卓球場、トレーニングルーム 他  
2階 アリーナ、剣道場、事務室 他  
3階 観覧席、柔道場 他  
4階 ランニングコース 他

### (1) 工事内容

#### ◆建築工事

アリーナ  
シリンダー錠取替、シャワー室改修、コインロッカー錠取替  
4階カーテンウォール隙間改修  
武道場  
ブラインド取替、階段手すり改修  
上記に伴う建築工事 一式

#### ◆機械工事

シャワー設備改修、小便器自動洗浄化、消火栓ポンプ取替、換気扇取替、  
自動制御設備改修(自動制御、中央監視、既設盤、計装等)  
上記に伴う機械設備工事 一式

### (2) 請負者

#### ◆建築工事

ミズノ建設工業株式会社 **【第1回目で落札】**  
「制限付一般競争入札(事後審査型) 4者参加 希望予定価格事前公表 電子入札」  
**【希望予定価格の83.3%】**

#### ◆機械工事

中央プランテック株式会社 **【第1回目で落札】**  
「制限付一般競争入札(事後審査型) 8者参加 希望予定価格事前公表 電子入札」  
**【希望予定価格の73.1%】**

### (3) 設計業務受注者

設 計 : 横田設計事務所  
設計主任者

横 田 育 伸

(4) 工事費

◆建築工事

設計金額 (税込)	14,474,250 円
希望予定価格 (税込)	13,604,850 円
請負金額 (税込)	11,329,500 円 (うち消費税及び地方消費税 539,500 円)

◆機械工事

設計金額 (税込)	25,739,700 円
希望予定価格 (税込)	24,195,150 円
請負金額 (税込)	17,690,400 円 (うち消費税及び地方消費税 842,400 円)

(5) 工事期間

◆建築工事

平成23年9月2日～平成24年2月29日

◆機械工事

平成23年9月2日～平成24年2月29日

(6) 進捗状況 (平成23年12月末日現在)

◆建築工事

計画出来高 80 % 実施出来高 80 % 【計画どおり】

◆機械工事

計画出来高 55 % 実施出来高 55 % 【計画どおり】

(7) 工事監督員

◆建築工事・機械工事

建築指導課

総括監督員

小 嶋 誠

専任・主任監督員

三 浦 元 紀

4 調査所見

4-1 書類関係

(1) 契約保証について

◆建築工事

金銭的保証制度として、契約保証制度の活用が図れている。

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の10%】

前払金保証については、工事請負契約約款通りであり適正である。

4,530,000 円

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の40%以内】

◆機械工事

金銭的保証制度として、契約保証制度の活用が図れている。

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の10%】

前払金保証については、工事請負契約約款通りであり適正である。

7,000,000円

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の40%以内】

(2) 入札状況について

建築工事は4者参加、機械工事は8者参加の制限付一般競争入札であり、適正に施行されていた。

「みよし市一般競争入札に関する事務取扱試行要領」にそって施行されていた。入札は、「みよし市電子入札実施要領」に従い執行し、適正な施行であった。

また、「みよし市希望予定価格実施要領（試行）」を定め、希望予定価格を事前公表していた。

◆建築工事

【建築一式工事】

◆機械工事

【管工事】

(3) 契約関係の書類

建築工事及び機械工事とも、『みよし市工事請負契約約款』に基づき、工事請負契約書は、適正に作成されていた。

(4) 現場代理人及び関係下請負等届

建築工事及び機械工事とも、関係書類は、適正に作成整備されていた。

現場代理人・施工体系図・下請負人届と共に整備されていた。

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類

◆建築工事

建設業退職金共済制度への加入があり、掛金収納書が確認できた。

◆機械工事【管工事】

受注業者の直営施工であり、辞退届が提出されていた。

(6) 監督員通知

建築工事及び機械工事とも、発注者は、請負者に監督員を書面により通知して適正であった。

【建設業法19条の2 2項】

4-2 積算・設計に関する書類

(1) 積算に関する書類

ア) 数量算出について

設計内訳書の数量算出は「公共建築工事積算基準」に準拠して作成されていた。

イ) 設計単価について

設計単価については、「公共建築工事積算基準による歩掛りの単価」と愛知県「営繕



積算単価表」市販の「建設物価」「建築コスト情報」「建築施工単価」及び「業者見積」などにより積算されていた。

また、上記市販刊行物によらない場合の単価については、原則として3者以上の見積りを徴し、見積価格比較を行い、徴収最低価格に掛け率を設定し、みよし市採用単価とし適正に算出していた。

#### 【積算参考図書】

営繕積算単価表	平成23年版	愛知県
建設物価	2011年4月	(財)建設物価調査会
建築コスト情報	2011年4月	(財)建設物価調査会
建築施工単価	2011年4月	(財)経済調査会

#### (2) 設計内訳書

「工事設計書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

#### (3) 計画及び設計に関する書類

ア) 建築工事の計画通知関係書類、施工現場の建築工事等について、適正に計画 実施されていた。

#### イ) 設計

横田設計事務所にて、現在配置に留意し、適切な改修設計を行っていた。

設計会社の設計技術者などの関係書類は、適正に整備されていた。

統括設計管理：横田設計事務所 横 田 育 伸

設計協力者「(株)興設企画」の設計者の氏名及び有資格書の写しを提出させておくことが望ましい。

#### 【設計図書・特記仕様書】

特記仕様書に国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書建築工事編、(平成22年版)』、『公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編、電気設備工事編(平成22年版)』、『公共建築工事標準仕様書建築工事編、(平成22年版)』、『公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編、電気設備工事編 (平成22年版)』と記載され、適正であった。

#### 【実施設計に使用した基準、指針】

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成22年版	国交省大臣官房官庁営繕部監修
公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)平成22年版	国交省大臣官房官庁営繕部監修
公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)平成22年版	国交省大臣官房官庁営繕部監修
公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成22年版	国交省大臣官房官庁営繕部監修
公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成22年版	国交省大臣官房官庁営繕部監修
公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)平成22年版	国交省大臣官房官庁営繕部監修
建築物解体工事共通仕様書平成18年版	国交省大臣官房官庁営繕部監修

#### 4-3 施工に関する書類

##### (1) 関係諸官庁への届出

建設作業の特定建設作業届の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。

##### (2) 工程表

契約時及び施工計画には実施工程表が提出され整備されていた。  
毎月の出来高数値と出来高工程表は作成されていた。

##### (3) 施工計画書

施工計画書については、建築工事は工種が多い為、施工に合わせて順次提出させていた。

##### (4) 工事カルテ

工事カルテの作成と（財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（工事实績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

##### (5) 施工体系図など

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

##### (6) 工事材料関係の書類

使用資材製品届などは請負者から、監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

##### (7) 打合せに関する書類

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

#### 4-4 建設廃棄物処理に関する書類

##### (1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適切に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、整理中であり確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再資源利用計画書（実施書）を請負業者より提出させ、発注者として適切な管理指導がなされていた。

#### 4-5 安全管理に関する書類

##### (1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

##### (2) 建築工事・機械設備工事が同一敷地内工事で競合作業となる。

安全衛生法第30条2項により、ミズノ建設工業株式会社を特定元方事業者として指名

しておくこと。

- (3) 全てを確認することは出来なかったが、作業員への安全管理は、ミーティング及びKY（危険予知）活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。
- (4) 建設業の許可票及び施工体系図を公衆の見やすい位置に掲示する場合の記載項目の指導をお願いします。

#### 4-6 現場施工状況調査における所見

- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。
- (2) 現場の進捗状況は、建築工事は80%、機械工事は55%程度の出来高であった。特に問題は見当たらなかった。

#### 5 まとめ

当該工事について、工事監査を行った結果、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好な実施状況であった。

書類関係は、大変よく整理整頓されていた。現場も行き届いた安全配慮があり適正であった。

工事は、全般的に設計どおりに的確に施工されており、出来栄も良い。施工管理（工程内検査、段階検査）、工事監理状況は、適正であった。

以上

文書中の

\_\_\_\_\_部分は、指導事項  
.....部分は、提案事項